

山梨県公報

第八十三号

令和二年

三月二十六日

木曜日

目次

告示

- 山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一三五
 - 家畜伝染病の発生……………一三五
 - 山梨県農作物奨励品種の指定の一部改正……………一三五
 - 道路の区域変更(七件)……………一三六
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………一三七
 - 都市計画事業の事業計画の変更認可(九件)……………一三八
 - 建築基準法に基づく道路位置指定……………一四一
- ### 公告
- 行政書士の懲戒処分について……………一四一
 - 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………一四一
 - 土地区画整理組合の事業計画の変更認可(二件)……………一四一
 - 開発行為に関する工事の完了について(二件)……………一四二
- ### 公安委員会
- 運転免許取得者教育に係る認定の取消し……………一四二
- ### その他
- 山梨県立宝石美術専門学校校則の一部を改正する規程……………一四三

告示

山梨県告示第九十九号

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額(昭和六十一年山梨県告示第百十六号)の一部を次のように改正し、令和二年四月一日から適用する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 1(1)の表を削り、1(2)の表を1(1)の表とする。
- 2(1)の表機械、電子等に係る産業技術に関連するものの部硬度試験の款を削り、同部

化学試験・分析の款微小部蛍光エックス線分析装置によるめつき膜厚測定、微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析の項、微小部蛍光エックス線分析装置による半定量分析の項及び微小部蛍光エックス線分析装置によるマッピング測定を削る。

山梨県告示第百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	三	富士河口湖町	令和二年三月十七日

山梨県告示第百一号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

三の表中	「 ク ク	「 ク ク
トールフェス	トールフェス	トールフェス
同	同	同
ウシブエ	ウシブエ	ウシブエ
中生 中間地帯及び高冷地帯に適する。	中生 中間地帯及び高冷地帯に適する。	中生 中間地帯及び高冷地帯に適する。

を

トールフェス	ク	トールフェス	ク
同	同	同	同
ウシブエ	ク	ウシブエ	ク
中生 中間地帯及び高冷地帯に適する。	ク	ウシブエ	ク
晩生 中間地帯及び高冷地帯に適する。	ク	ウシブエ	ク

に、

タカネスター 早中生
。 県下一円に適す

を

KD641

早生。 県下一円に適

する
に改める。

山梨県告示第百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 甲府昇仙峡線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
甲府市千塚四丁目三一五六番八地先から 甲府市千塚四丁目三四九八番一地先まで	一六・〇 一六・〇	六・五 七・〇		二九四・四

山梨県告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 北杜八ヶ岳公園線

三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市高根町五町田字土蜂地一六四九番一 地先から 北杜市高根町五町田字土蜂地一六三八番一 地先まで	九・〇 二四・七	九・〇 一九・一		二〇九・七

山梨県告示第百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 清里須玉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
北杜市須玉町下津金字和入二六三六番一 地先から 北杜市須玉町下津金字和入二五七七番二 地先まで	七・四 二二・八	五・八 一〇・九		一一五・〇

山梨県告示第百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 市川三郷山梨自転車道線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
笛吹市石和町八田字塚之越 笛吹川右岸堤防地先から 笛吹市石和町川中島字宮ノ東 笛吹川右岸堤防地先まで	二・〇	二・〇	二・〇	二六六・九
	二・〇	二・〇		
	二・〇	二・〇	二三八・一	一三八・一

山梨県告示第百六十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百三十九号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡小菅村字棚沢二八六八番一〇地先 から 北都留郡小菅村字タンノカヤ二八五六番三 地先まで	一一・一	一三・六	一五・九	八二・九
	一五・九	一七・三		
	八二・九	八二・九	八二・九	八二・九

山梨県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
北都留郡丹波山村字通り沢四三四一番一 地先から 北都留郡丹波山村字御祭り四二五五番一 地先まで	一七・五	一七・五	二五・一	四八・五
	二五・一	二五・一		
	四八・五	四八・五	四八・五	四八・五

山梨県告示第百八十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から令和二年四月十六日まで一般の縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
上野原市秋山字下の段一〇二四八番一 地先 から 上野原市秋山字祭神戸九六一八番一 地先まで	一四・一	一四・一	五三・九	一〇九・一
	五三・九	五四・三		
	一〇九・一	一〇九・一	一〇九・一	一〇九・一

山梨県告示第百九十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び峡南建設事務所身延河川砂防管理課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年山梨県告示第四十七号、平成十六年山梨県告示第五百七十七号、平成二十一年山梨県告示第百十四号、平成二十二年山梨県告示第百二十八号、平成二十六年山梨県告示第百五十四号及び平成二十八年山梨県告示第百十三号の事業地のうち、都留市大字古川渡字横田及び字中島、大字井倉字美通及び字馬場、大字田野倉字下芦出、大字大原字大原並びに大字つる三丁目の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 大月市

二 都市計画事業の種類及び名称 大月都市計画下水道事業大月市公共下水道

三 事業施行期間 平成六年三月二十四日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 韮崎市

二 都市計画事業の種類及び名称 韮崎都市計画下水道事業韮崎市公共下水道

三 事業施行期間 平成元年一月九日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成元年山梨県告示第七号、平成九年山梨県告示第百五号、平成十一年山梨県告示第百五十八号、平成十五年山梨県告示第百三十号、平成二十年

山梨県告示第百六十四号及び平成二十七年山梨県告示第百十五号の事業地のうち、

韮崎市穂坂町宮久保字三百水並びに韮崎町上ノ山字沼の各地内において事業地を変更する。

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 南アルプス市

二 都市計画事業の種類及び名称 南アルプス都市計画下水道事業南アルプス市公共下水道

三 事業施行期間 昭和六十二年二月十六日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 施行者の名称 甲斐市

二 都市計画事業の種類及び名称 韮崎都市計画下水道事業甲斐市公共下水道

三 事業施行期間 平成元年一月二十六日から令和七年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 平成元年山梨県告示第三十二号、平成六年山梨県告示第百十六号、平成七年山梨県告示第百二十一号、平成十年山梨県告示第百八十二号、平成十二年山梨県告示第百七十九号、平成十五年山梨県告示第百四十一号、平成二十年

山梨県告示第百七十一号、平成二十七年山梨県告示第百十八号及び平成二十八年山梨県告示第百十六号の事業地のうち、甲斐市大字宇津谷字唐松、字中谷戸及び字元屋敷、大字岩森字西原及び字上の神、大字大笠字松葉、大字竜地字着物沢、字

地蔵原、字北浦、字北川及び字大滝並びに大字下今井字大無垢理の各地内において事業地を変更する。
2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 上野原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 上野原都市計画下水道事業上野原市公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和五十四年三月二十日から令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 変更なし
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 富士川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士川都市計画及び市川三郷都市計画下水道事業富士川町公共下水道
- 三 事業施行期間 昭和六十二年十二月十日から令和七年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 昭和六十二年山梨県告示第四百四十号、平成三年山梨県告示第七百七十六号、平成四年山梨県告示第四百四十四号、平成六年山梨県告示第四百七十二号、平成十年山梨県告示第七十八号、平成十年山梨県告示第七十九号、平成十二年山梨県告示第三百六十号、平成十五年山梨県告示第六十一号、平成十五年山梨県告示第二百四十三号、平成十六年山梨県告示第二百四十二号、平成十八年山梨県告示第六十六号、平成十八年山梨県告示第五百九十六号、平成二十年山梨県告示第

百六十五号、平成二十年山梨県告示第六十七号、平成二十一年山梨県告示第八十五号、平成二十二年山梨県告示第三十一号、平成二十三年山梨県告示第六十六号、平成二十五年山梨県告示第四十号及び平成二十七年山梨県告示第一百十九号の事業地のうち、富士川町大字大久保字北河原、大字天神中条字村西、字北河原、字天神廻及び字前田、大字小林字南明寺東、字往環東及び字神ノ木、大字長澤字上永及び字若宮並びに大字最勝寺字猿頭、字猿尾田、字宮田及び字上殿原の各地内において事業地を変更する。
2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 施行者の名称 西桂町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業西桂町公共下水道
- 三 事業施行期間 平成七年七月十七日から令和五年三月三十一日まで
- 四 事業地
 - 1 収用の部分 平成七年山梨県告示第三百九号、平成十二年山梨県告示第五百二十一号、平成十六年山梨県告示第五百七十六号、平成十八年山梨県告示第二百二十二号、平成十九年山梨県告示第八十一号、平成二十二年山梨県告示第二百二十九号、平成二十四年山梨県告示第三百三十号及び平成二十八年山梨県告示第一百十八号の事業地に、西桂町大字倉見字藁和田、字松久保道下、字松久保道上、字大島道上、字大島道下及び字月夜の平を追加し、大字小沼字郷土及び字柿園並びに大字倉見字溝下、字東海戸道下、字天久保、字西海戸道下及び字西海戸道上の各地内において事業地を変更する。
 - 2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年三月二十六日

一 施行者の名称 富士河口湖町
山梨県知事 長 崎 幸太郎

二 都市計画事業の種類及び名称 富士北麓都市計画下水道事業富士河口湖町公共下水道

三 事業施行期間 昭和五十二年七月二十八日から令和八年三月三十一日まで

四 事業地
1 収用の部分 変更なし
2 使用の部分 なし

山梨県告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 指定の年月日 令和二年三月十八日
- 二 指定道路の位置 上野原市上野原字下新町六百三十九番二、六百四十九番四、六百五十番四、六百五十一番四、六百五十番二の一部、六百五十一番二の一部
- 三 指定道路の幅員 最大六・一〇メートル 最小六・〇〇メートル
- 四 指定道路の延長 六十六・六一メートル

公 告

● 行政書士の懲戒処分について

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり行政書士の懲戒処分を行ったので、同法第十四条の五の規定により公告する。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 被処分者
(一) 氏名 平松 智
 - (二) 事務所の所在地 山梨市上神内川六十一番地百三
 - (三) 所属 山梨県行政書士会
 - (四) 登録番号 第〇九一六〇八五九号
- 二 処分年月日 令和二年三月二十四日

三 処分の内容 二月間の業務の停止（令和二年四月一日から同年五月三十一日までの間）

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土地改良事業（八田西部地区畑地帯総合整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から令和二年四月二十三日まで
- 三 縦覧場所 南アルプス市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和二年五月八日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年九月二十八日まで

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 富士吉田市雨坪土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十二年三月四日から令和三年三月三十一日まで
- 三 施行地区 富士吉田市大字小明見字雨坪、字愛地宿、字滝澤、字上手及び字丸の各一部
- 四 事務所の所在地 富士吉田市下吉田六丁目一番一号富士吉田市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十二年三月四日
- 六 変更認可の年月日 令和二年三月十二日

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 組合の名称 都留市井倉第二土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年三月十四日から令和三年三月三十一日まで
- 三 施行地区 都留市井倉字美通及び字馬場の各一部
- 四 事務所の所在地 都留市上谷一丁目一番一号都留市役所内
- 五 設立認可の年月日 平成二十三年九月一日
- 六 変更認可の年月日 令和二年三月十七日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 笛吹市一宮町竹原田字上大日町四十番、四十一番一、四十一番三、四十一番四及び四十二番一の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市八代町南九百十七番地 社会福祉法人 笛吹市社会福祉協議会 会長 早河正弘

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年三月二十六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町勝山字東下猫穴三千二百五十、三千二百八十二の一から三千二百八十二の三まで、三千二百八十三の一及び三千二百八十三の二の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目二番八号 株式会社ハンズコーポレーション 代表取締役 韓宇

公安委員会

山梨県公安委員会告示第二十七号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百八条の三十二の二第五項の規定により、

運転免許取得者教育に係る認定を次のとおり取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号。以下「規則」という。）第十二条の規定に基づき告示する。

令和二年三月二十六日

山梨県公安委員会

委員長 石 川 恵

認定を取り消された者の名称、住所及び代表者氏名	田原自動車教習所 南アルプス市六科一〇七番地 田原 修	田原自動車教習所 南アルプス市六科一〇七番地 教室	規則第一条第一号に掲げる課程 田原ペーパードライバークラス	令和二年二月二十九日
認定を取り消された者の名称、住所及び代表者氏名	セーフティードライバースクール 笛吹市境川町石橋二二九三番地七 今澤 浩	セーフティードライバースクール 南アルプス市六科一〇七番地 二四	規則第一条第一号に掲げる課程 セーフティードライバークラス	令和二年二月二十九日
認定を取り消された者の名称、住所及び代表者氏名	吉田自動車教習所 富士吉田市上吉田三六〇六番地七 芹澤 正文	吉田自動車教習所 都留市桂町九二二番地	規則第一条第一号に掲げる課程 吉田自動車教習所ペーパードライバークラス	令和二年二月二十九日
認定を取り消された者の名称、住所及び代表者氏名	貢川自動車教習所 甲府市富竹四丁目五番一 依田 正昭	貢川自動車教習所 南アルプス市六科一〇七番地 二四	規則第一条第一号に掲げる課程 貢川ペーパードライバークラス	令和二年二月二十九日

その他

山梨県立宝石美術専門学校管理者規程第一号

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和二年三月二十六日

山梨県立宝石美術専門学校管理者

山梨県産業労働部長 中 澤 和 樹

山梨県立宝石美術専門学校学則の一部を改正する規程

山梨県立宝石美術専門学校学則（昭和五十六年山梨県立宝石美術専門学校管理者規程

第一号）の一部を次のように改正する。

第八条（見出しを含む。）中「履修単位数」を「単位数」に改める。

第九条第一項中「三十八週」を「三十六週」に改め、「各科目を」の下に「履修し、」

を加え、同条第二項第一号中「十五時間」を「十六時間」に改め、同項第二号中「三十時間」を「三十二時間」に改める。

第十一条中「、総授業時数を二千九百七十時間以上履修し」を削り、「九十九単位」

を「選択科目を除いて百単位」に改める。

別表（第八条関係）を次のように改める。

学年	授業科目	授業時数	単位数
第一 学年	彫金基礎	二五六	八
	造形基礎	二五六	八
	ジュエリー基礎知識一	六四	二
	ジュエリーメイキング基礎	二五六	八
第二 学年	ジュエリー基礎知識二	二五六	八
	ジュエリーデザイン基礎	二五六	八
	ジュエリーメイキング応用	二五六	八
	総合演習一	二五六	八
第一学年授業時数及び単位数計		一、一五二	三六
	ポルトフォリオ演習	二二八	四
	応用選択（各六四時間の授業時数で二単位）	六四	二
	応用選択デザイン	六四	二

応用選択ビジネス
企業実習

第二学年授業時数及び単位数計

第三
学年
総合演習一
卒業制作

実践選択A（各六四時間の授業時数で二単位）

実践選択A一ー プロダクト①

実践選択A一ー プロダクト②

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト①

実践選択A一ー プロダクト②

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

実践選択A一ー プロダクト

実践選択A一ー デザイン

一、〇八八	三四
二五六	八
二五六	八
二五六	八
一九二	六

授業時数及び単位数合計	選択	第三学年授業時数及び単位数計	九六〇	三〇
	科目			
	海外研修			
	国際情報			
		三、二〇〇	一〇〇	
		三、二六四	一〇二	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和二年四月一日から施行する。

(卒業要件の特例)

2 次の各号に掲げる期間内に山梨県立宝石美術専門学校に入学した者に係る卒業に必要な単位数については、この規程による改正後の第十一条の規定にかかわらず、当該各号に定める単位数以上とする。

- 一 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで 九十七単位
- 二 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日まで 九十八単位